

職員の処分について（その1）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

1 発生年月日
令和6年8月21日

2 所属の所在地区
東部教育事務所管内

3 所属の種別
小学校

4 年齢
25歳

5 管理職、一般職の別
一般職

6 教育職員と教育職員以外の別
教育職員

7 事件・事故の概要

登米市立石森小学校 教諭 ^{すぎやま} 杉山 ^{けい} 慧は、令和6年8月21日、他人の玄関前に配達されていた荷物を自宅に持ち去り、その内容物を確認後、これを廃棄した。

8 処分内容
懲戒処分として「免職」

9 処分年月日
令和7年1月16日

職員の処分について（その2）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和6年9月3日及び同月5日
- 2 所属の所在地区
仙台地区
- 3 所属の種別
高等学校
- 4 年齢
55歳
- 5 管理職、一般職の別
一般職
- 6 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 7 事件・事故の概要
当該職員は、令和6年9月3日、勤務する高等学校の職員室において、同僚の職員に対して一方的に不適切な発言をするなどした。
また、令和6年9月5日、教室内において、2人体制で行われていた授業中に生徒がいる状況で、不適切な発言をした。
- 8 処分内容
懲戒処分として「戒告」
- 9 処分年月日
令和7年1月16日